

市町村コード
23-425
愛知県
蟹江町

法人町民税領収証書 (公)

口座番号		加入者	
00810-3-960257		蟹江町会計管理者	
所在地及び法人名			
〒			
年度	※処理事項		会社番号
事業年度		申告区分	
から		まで	
		中予確修更決見 で間定正正定込 その () 他	
法人税割額	01	百	十
均等割額	02		
延滞金額	03		
	04		
合計額	05		
納期限	年 月 日		領収日付印
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)			
この領収証書は5年間大切に保管してください。 本書に領収印のないものは無効です。			

市町村コード
23-425
愛知県
蟹江町

法人町民税納付書 (公)

口座番号		加入者	
00810-3-960257		蟹江町会計管理者	
所在地及び法人名			
〒			
年度	※処理事項		会社番号
事業年度		申告区分	
から		まで	
		中予確修更決見 で間定正正定込 その () 他	
法人税割額	01	百	十
均等割額	02		
延滞金額	03		
	04		
合計額	05		
納期限	年 月 日		領収日付印
日計	円		
上記のとおり納付します。 (金融機関保管)			

市町村コード
23-425
愛知県
蟹江町

法人町民税領収済通知書 (公)

口座番号		加入者	
00810-3-960257		蟹江町会計管理者	
所在地及び法人名			
〒			
年度	※処理事項		会社番号
事業年度		申告区分	
から		まで	
		中予確修更決見 で間定正正定込 その () 他	
法人税割額	01	百	十
均等割額	02		
延滞金額	03		
	04		
合計額	05		
納期限	年 月 日		領収日付印
指定金融機関 (取りまとめ店)	三菱UFJ銀行 蟹江支店		
取りまとめ局	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)		
上記のとおり通知します。 (町保管)			

内容を確認のうえ、……で切り取り、三枚一組で金融機関等に提出してください。

納期限までに、税金を完納されないとその翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

【納付場所】 ・蟹江町役場 ・三菱UFJ銀行 ・あいち海部農業協同組合 ・みずほ銀行 ・第三銀行 ・百五銀行 ・大垣共立銀行 ・桑名三重信用金庫 ・名古屋銀行 ・三重銀行 ・中京銀行 ・いちい信用金庫 ・愛知銀行 ・十六銀行 ・ゆうちょ銀行 ・郵便局（愛知・岐阜・三重・静岡県内） ※なお、ゆうちょ銀行・郵便局では納期限後の取扱いは出来ません。